

## 事業所評価加算の評価基準の概要について

事業所評価加算の対象事業所については、次の①及び②の算定式に適合している必要がある。

なお、評価期間は原則、各年1月1日から12月31日までを指す。

## ① 選択的サービスの受給者割合の算出

$$\frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護（通所型サービスを含む）を利用した者の数}} \geq 0.6$$

## ② 評価基準値の算出

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数 (A) + 改善者数 (B) \times 2}}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数 (C)}} \geq 0.7$$

## 【補足】維持者 (A) および改善者 (B) の考え方について

		現在の状態（更新・変更後の状態）			
		要支援2	要支援1	事業対象者	事業対象外
元の状態	要支援2	A	B	A	B
	要支援1	—	A	A	B
	事業対象者	A	A	A	B

（事業対象者）・・・基本チェックリスト該当者

（事業対象外）・・・要支援者、事業対象者、要介護者のいずれにも該当しない者

本概要は、

- 平成29年6月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算の請求に関する国民健康保険団体連合会における審査の実施について」
- 平成28年4月18日付厚生労働省老健局老人保険課・振興課発出「介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A」問2
- 平成18年9月11日付老振発第0911001号・老老発第0911001号「事業所評価加算に関する事務処理手順および様式例について」

から抜粋しており、その他詳細は、これらの通知に基づく。